

送信日時：2007 年 09 月 28 日(金) 21 時 46 分 06 秒

[公開草案]

公開草案

- 法人名：財団法人建設業振興基金
 - 部署：
 - 役職：理事長
 - 名前：鈴木政徳
-

■コメント：

当財団は、昭和 50 年に設立された国土交通省の外郭団体であり、従前より学識経験者、会計実務専門家等を中心として構成される「建設業経理研究会」を設置し、建設業会計に係る諸課題を検討しております。

貴委員会は、平成 19 年 8 月 30 日に「工事契約に関する会計基準（案）」および「工事契約に関する会計基準の適用指針（案）」（以下それぞれ、基準案、適用指針案という。）を公表され、10 月 1 日を期限として本基準案等へのパブリックコメントを求められています。

本基準案等が、建設業における会計に対して重要な影響を与えることが予測されるため、建設業経理研究会において検討を行い、その結果を下記のとおり意見具申させていただきますので、ご検討をお願い申し上げます。

記

1. 工事契約に係る収益認識基準の原則について

（内容）

基準案第 7 項において「工事進行基準を適用する場合」、第 8 項において「工事完成基準を適用する場合」が並列で記載されていますが、工事進行基準が工事契約に係る収益認識基準の原則であることを明確にする必要があると考えます。

（理由）

従来の企業会計原則第二 三Bにおいては、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現した収益計上が原則で、これを建設業に当てはめると工事完成基準となります。そして同項において、長期の未完成工事については、合理的に収益を見積もり、これを損益計算に計上することが可能となっており、これが工事進行基準に該当します。

このように、会計基準設定のあり方としては、あくまでも原則的な処理と例外的に許容される処理を明確に位置付けしておくべきであると考えます。これにより I A S 11 Construction

Contracts（以下、単に I A S という。）等で規定する工事進行基準を基本原則とする国際的な概念と本基準案との概念の一致を図ることも可能となると考えます。

2. 「信頼性をもって見積ることができる」場合の具体的例示について

（内容）

工事進行基準を適用する要件である 3 要素の「信頼性をもって見積ることができる」場合を、具体的な事例により掲げておくべきであると考えます。

（理由）

基準案第 7 項では、工事進行基準を適用する要件として 3 つの要素が信頼性をもって見積ることができる必要があると記されています。しかし、上場企業等の大企業と中小企業においては、内部統制等の関係からこの信頼性をもって見積ることの確実性にかなり差異があると考えます。

よって、恣意性を排除し、財務諸表の信頼度を高めるためにも、「信頼性をもって見積ることができる」場合につき、適用指針で具体的な事例をもって説明しておくべきであると考えます。

3. 小規模・短期工事における工事契約に係る収益認識基準の取扱いについて

（内容）

小規模・短期工事における工事契約に係る収益認識基準については、基準案第 7 項の条件を満たす場合であっても、工事完成基準を適用できる旨を、会計基準もしくは適用指針で設けておくべきと考えます。

（理由）

主として専門工事業者や中小企業が施工する小規模・短期工事については、工事完成基準を適用しても工事進行基準を適用しても財務諸表の数値はほぼ同等となり、企業の実態開示や適正な損益計算の妨げになることはないと考えられます。

よって、小規模・短期工事における工事契約に係る収益認識基準については、第 7 項の条件を満たしている場合においても、工事進行基準を適用せずに、工事完成基準を適用できる旨の例外的な取扱いを会計基準もしくは適用指針で設けておく必要があると考えます。

4. 工事原価について

（内容）

I A S 第 16 項～第 21 項のように、工事原価の範囲を具体的に列挙しておくことが適当であると考えます。

（理由）

基準案第 4 項（6）において「工事原価は原価計算基準に従い適正に算定する」と規定しており、さらに第 30 項においては、企業会計原則で規定する「販管費を適当な比率で請負工事に配

分し売上原価および期末棚卸資産に算入する」規定は適用しないことに言及されています。

しかし、建設工事においては、発生した費用のうち特定の現場との関連性が強いものについては、販管費的な性格のものであっても、工事原価に算入する傾向が強く、工事原価の範囲が会社ごとにより異なっている現状があります。

以上を踏まえ、IAS第16項～第21項に倣い、工事原価につき具体的に列挙しておくことが適当であると考えます。

5. 重要性の原則の適用について

(内容)

重要性の原則の適用を想定している項目について、適用指針等である程度の具体的ラインを明示することが適当であると考えます。

(理由)

基準案第51項をはじめ、重要性の原則の適用を想定している項目がありますが、建設会社は中小企業が大多数を占めており、基準を実際に運用する局面を想定すると、重要性の原則の適用に係る具体的ラインを明示することにより、混乱を避け、恣意性の排除に寄与するものと考えます。

以上

■添付ファイル

<https://www.asb.or.jp/opinion/attach/>